

令和7年度

事業概要



長岡京市消防団

1 消防団の役割

消防団は郷土愛護の精神「自分たちの住む町は自分たちの手で護る精神」に基づき、民間の人達によって組織されている。

長岡京市では、150名の団員が5個分団に編成され、災害時において、常備消防と連携して防災活動にあたり、また、平常時には、消防水利の点検、ホース延長訓練及び火災予防等の広報活動に従事し、地域防災上重要な役割を果たしている。

消防団員の災害出場は、災害規模により、消防署の現場指揮者の判断で、市内7ヶ所に設置されているサイレンを吹鳴することで、出場の合図となっている。また、同時に分団詰所へ災害現場位置等の情報をファクシミリ送信し、それを受けた分団が、配置車両により出場し、活動を実施するものである。

消防団の責務

1 災害出場

- (1) 火災出場
- (2) 火災鎮火後の現場保存及び警戒
- (3) 風水害出場
- (4) 地震、崖くずれ等
- (5) 行方不明者の搜索活動

2 火災予防活動

- (1) 春・秋火災予防運動における防火広報
- (2) 年末特別警戒
- (3) 火災多発時の特別警戒

3 訓練

- (1) 団事業計画訓練
- (2) 分団計画訓練

4 その他

- (1) 普通救命講習取得(応急手当の普及啓発)
- (2) 地水利の点検

2 消防団の沿革

昭和24年10月1日	乙訓郡3村合併により長岡町が誕生すると同時に、旧村消防団を統合して3分団団長以下650名をもって長岡町消防団を編成、団本部を町役場に置く。 長岡町消防団設置条例を制定。 長岡町消防団給与規程を制定。 長岡町消防団員服務規律及び懲戒規程を制定。 富岡千太郎氏が初代消防団長に就任。
昭和27年4月	手引動力ポンプ1台を購入、第1分団友岡支部に配置した。
昭和28年3月3日	手引動力ポンプ1台を購入、第1分団開田支部に配置した。
昭和28年4月1日	山本貞一氏が2代目消防団長に就任。
昭和28年5月14日	長岡町消防団条例を制定。 長岡町消防団公務災害補償条例を制定。
昭和29年4月29日	小型動力ポンプ1台を購入、第2分団浄土谷支部に配置した。
昭和30年10月16日	手引動力ポンプ1台を購入、第1分団調子支部に配置した。
昭和34年10月1日	町発展に即応するため、初めて消防ポンプ自動車(FC型普通ポンプA2級)を購入、20名の団本部要員を編成し、町役場(団本部)に配置した。
昭和35年1月1日	中川重治郎氏が3代目消防団長に就任。
昭和35年1月	手引動力ポンプ1台を購入、第1分団勝竜寺支部に配置した。
昭和36年3月29日	長岡町消防団規則を制定。
昭和37年4月1日	大きく変貌する町事情に比例して、激増する災害に対処するため、団装備の機動化の必要にせまられ、消防自動車の増設を前提に従来の消防団条例定員650名を360名3分団20支部の組織に再編成した。
昭和37年7月26日	消防ポンプ自動車(三菱ウイルスジープ型B1級)1台を購入、第2分団奥海印寺支部に配置した。
昭和37年10月24日	消防ポンプ自動車(ニッサンFG60型A2級)1台を購入、第1分団北開田支部に配置した。

昭和38年 1月 1日	昭和37年度消防施設整備補助事業によって、消防ポンプ自動車(ニッサンパトロール型A2級)1台を購入、第1分団神足支部に配置した。
昭和38年 12月	第1分団車庫を神足地内に新築した。
昭和39年 5月 1日	長岡町常備消防本部設置に伴い、長岡町消防団本部を同消防本部内に設置した。
昭和39年 6月 1日	消防団条例の一部を改正し、従来の360名3分団20支部の組織を5分団制、消防団定数150名に再編成した。
昭和39年 6月 3日	長岡町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を制定。
昭和39年 10月 25日	1分団ポンプ車1台配置制を確保するため、消防ポンプ自動車(ニッサンFG60型A2級)1台を購入、第4分団に配車した。
昭和40年 7月 19日	消防ポンプ自動車(ニッサンFG60型A2級)1台を購入、第1分団に配置、1分団1車配置体制を確立した。
昭和40年 9月 21日	長岡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を制定 長岡町消防団設置等に関する条例を制定。
昭和40年 10月 26日	消防団旗を制定した。
昭和41年 10月 6日	長岡町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を制定。
昭和41年 11月 15日	京都府知事表彰(竿頭綬)を長岡町消防団が受賞した。
昭和42年 2月 17日	仙石多市氏が4代目消防団長に就任。
昭和42年 10月 10日	長岡町消防団員の訓練及び礼式に関する規則を制定。
昭和43年 4月 25日	長岡町消防団表彰規程を制定。
昭和44年 8月 7日	災害発生時における出動の迅速化と防御活動の適正をはかるため、分団車5台に受信専用無線装置(152.57MHz)を搭載した。
昭和44年 10月 16日	京都府知事表彰(表彰旗)を長岡町消防団が受賞した。
昭和45年 1月 9日	消防ポンプ自動車(ニッサンFR40型A2級)1台を購入、第1分団に配置した。

昭和47年 4月 1日	西小路行雄氏が5代目消防団長に就任。
昭和47年10月 1日	市制施行に伴い、長岡京市消防団となった。
昭和48年 3月22日	京都府知事表彰(竿頭綬)を長岡京市消防団第1分団が受賞した。
昭和49年 3月 1日	消防庁長官表彰(竿頭綬)を長岡京市消防団が受賞した。
昭和49年 4月 1日	第1分団を再編成、旧第1分団(市職員)は解散した。
昭和49年12月24日	第4分団車庫を今里地内に新築した。
昭和50年 3月28日	京都府知事表彰(竿頭綬)を長岡京市消防団第2分団が受賞した。
昭和50年10月30日	京都府知事表彰(竿頭綬)を長岡京市消防団第3分団が受賞した。
昭和52年 3月31日	第3分団車庫を奥海印寺地内に新築した。
昭和52年 8月19日	新矢健一氏が6代目消防団長に就任。
昭和52年10月21日	京都府知事表彰(竿頭綬)を長岡京市消防団第4分団が受賞した。
昭和52年11月23日	消防ポンプ自動車(ニッサンFH60型A2級)1台を購入、第5分団に配置した。
昭和53年11月26日	消防ポンプ自動車(ニッサンFH60型A2級)1台を購入、第2分団に配置した。
昭和53年12月25日	第5分団車庫を長岡1丁目地内に新築した。
昭和54年 3月14日	京都府知事表彰(竿頭綬)を長岡京市消防団第5分団が受賞した。
昭和55年 3月31日	第3分団浄土谷班消防器具庫を浄土谷宮ノ谷に新築、小型動力ポンプ(B3級)車台付を購入、浄土谷地区山間部の消防力の増強を図った。
昭和55年 4月 1日	能勢 一 氏が7代目消防団長に就任。
昭和55年12月20日	第1分団詰所を馬場2丁目地内に新築した。
昭和56年 6月20日	第2分団詰所を東神足2丁目地内に新築した。

昭和57年 9月17日	消防ポンプ自動車(ニッサンFG60型R3級)1台を購入、第4分団に配置した。
昭和58年 3月 2日	消防庁長官表彰(優良消防機関表彰)を長岡京市消防団が受賞した。
昭和59年 8月28日	消防ポンプ自動車(ニッサンFG161型A2級)1台を購入、第3分団に配置した。
昭和62年12月15日	消防団活性化モデル事業により、第3分団詰所兼防災倉庫を下海印寺地内に新築、小型動力ポンプ付積載車1台を購入した。
昭和63年10月 8日	消防ポンプ自動車(ニッサンサファリGY60型A2級)1台を購入、第1分団に配置した。
昭和63年12月15日	消防団活性化総合整備事業により、第4分団詰所を今里4丁目地内に新築した。
平成 2年 4月 1日	川浪喜代次氏が8代目消防団長に就任。
平成 3年 2月13日	日本消防協会長表彰(表彰旗)を長岡京市消防団が受賞した。
平成 3年10月30日	ファクシミリ6台を購入、1台(日本電気NEFAX370EX)を消防署5台(日本電気SPEAX5)を各分団車庫に配置した。
平成 4年 4月 1日	田村静夫氏が9代目消防団長に就任。
平成 5年11月18日	自治体消防45周年記念大会(東京ドーム)に参加。
平成 6年10月31日	消防ポンプ自動車(ニッサンサファリZーFGY60改型A2級)1台を購入、第5分団に配置した。
平成 6年11月 6日	消防本部発足30周年、消防団発足45周年記念式典を市民ホールで挙行了した。
平成 7年12月14日	鉄塔撤去工事(長岡京市農協乙訓支店前)による第4分団サイレン移設完了。
平成 7年12月22日	消防ポンプ自動車(ニッサンサファリZーFGY60改型A2級)1台を購入、第2分団に配置した。
平成 8年 4月 1日	松村忠俣氏が10代目消防団長に就任。
平成10年 3月 7日	自治体消防50周年記念大会(日本武道館)に参加。

平成11年 1月29日	市町村消防施設整備事業により、小型動力ポンプ付積載車1台を更新した。
平成11年12月16日	消防団活性化総合整備事業により、第1分団詰所を馬場2丁目地内に新築した。
平成12年 8月18日	市町村消防施設整備事業により、消防ポンプ自動車(CD-I型三菱キャンターKK-FE53EB改型A-2級)2台を購入、第3分団、第4分団に配置した。
平成14年 7月22日	新基準消防団活動服を全消防団員に支給した。
平成15年 6月25日	新基準消防団夏制服を全消防団員に支給した。
平成15年10月20日	奥海印寺公民館に消防団員招集用サイレンを設置した。
平成15年11月20日	自治体消防55周年記念大会(東京ドーム)に参加。
平成16年 8月 1日	第18回京都府消防操法大会において奨励賞を受賞した。
平成17年12月18日	消防ポンプ自動車(CD-I型三菱キャンターPA-FE730型A-2級)を購入、第1分団に配置した。
平成18年 3月12日	消防団資機材等総合整備事業により、今里自治会館に消防団員招集用サイレンを設置するとともに、乙訓消防組合消防本部(神足芝本)の屋上に、消防団員招集用と防災用を兼ねるサイレンを設置した。
平成19年 1月25日	地域防災力総合支援事業により、久貝公民館に消防団員招集用サイレンを設置した。
平成20年 3月 7日	自治体消防60周年記念大会(日本武道館)に参加。
平成20年 3月21日	地域防災力総合支援事業により、西山公園体育館敷地内に消防団員招集用サイレンを設置した。
平成20年11月27日	消防功労者総務大臣表彰を松村団長が受賞。
平成21年 3月13日	地域防災力総合支援事業により、金ヶ原自治会館敷地内に消防団員招集用サイレンを設置した。
平成21年11月15日	消防ポンプ自動車(CD-I型日野デュトロBDG-XZU334M型A-2級)を購入、第5分団に配置した。

平成22年	3月	3日	第5分団車庫を長岡1丁目地内に新築した。
平成24年	2月	20日	消防庁長官表彰(消防団等地域活動表彰)を長岡京市消防団が受賞した。
平成24年	3月	3日	消防ポンプ自動車(CD-I型日野デュトロSKG-XZU600E型A-2級)を購入、第2分団に配置した。
平成24年	4月	1日	嶋田晃次氏が11代目消防団長に就任。
平成24年	8月	5日	第22回京都府消防操法大会において奨励賞を受賞した。
平成25年	12月	18日	消防団本部旗が新調され、引き渡しが行われた。
平成26年	4月	1日	上地健司氏が12代目消防団長に就任。
平成30年	3月	7日	自治体消防70周年記念式典(国技館)に参加。
平成30年	3月	24日	消防ポンプ自動車(CD-I型日野デュトロTPG-XZU600E型A-2級)を購入、第3分団に配置した。
令和2年	1月	30日	一般社団法人日本損害保険協会から、小型ポンプ積載型軽消防自動車の寄贈を受け、第3分団に配置した。
令和2年	3月	20日	消防ポンプ自動車(CD-I型日野デュトロ2RG-XZU600E型A-2級)を購入、第4分団に配置した。
令和2年	4月	1日	小倉一明氏が13代目消防団長に就任。
令和3年	6月	16日	「消防団の装備の基準」の改正に伴い、安全靴を全消防団員に支給した。
令和4年	8月	28日	第28回京都府消防操法大会において、鈴木瞬氏が2番員として出場し、優秀選手賞を受賞した。
令和4年	10月	1日	長岡京市市制50周年記念に伴い、長岡京市長より感謝状を拝受した。
令和5年	5月	9日	小倉団長が藍綬褒章を受賞した。

3 令和7年度消防団事業計画

月 別	項 目	内 容	対 象 者
4月 5日	役員総会・退団式・意見交換会	新役員辞令交付式・事業計画審議 退団式・意見交換会	班長以上 退団者
23日	初級団員特別訓練	初級団員基本動作の訓練、新入団員辞令交付	初級団員
25日	乙訓支部役員総会・意見交換会	乙訓総合庁舎・うお嘉	3役
5月 30日	乙訓支部事業教養訓練	幹部教養訓練	班長以上
未定	山城地区支部長協議会・支部長会議		団長
未定	定例役員会議	案件審議	分団長以上
6月 1日	長岡京市水防訓練	土のう作り、各種工法	団本部及び各分団
未定	長岡京市防災パトロール	防災パトロール	団長
未定	定例役員会議	案件審議	分団長以上
未定	府消防協会定例評議委員会		団長
7月 13日	普通救命講習		各分団
未定	定例役員会議	案件審議	分団長以上
8月 31日	消防団活性化事業	ボウリング大会	各分団
未定	定例役員会議	案件審議	分団長以上
9月 未定	定例役員会議	案件審議	分団長以上
未定	山城地区消防団長研修会	乙訓支部担当	団長
10月 26日	長岡京市防災訓練	防災訓練	担当分団
中旬	消防団管外視察研修	施設見学	分団長以上
未定	定例役員会議	案件審議	分団長以上
11月 9～15日	秋季火災予防運動	防火広報	各分団
9日	長岡京ガラシヤ祭2025	沿道警備	各分団
15日	指揮幹部科分団指揮課程	府立消防学校	分団長以上
未定	定例役員会議・意見交換会	案件審議	分団長以上
未定	支部管外研修	乙訓支部担当	副団長以上
12月 20～31日	年末防火運動		
25～30日	年末特別警戒	警備・巡回広報	各分団
25日	消防出初式リハーサル	式典・行進要領	各分団
27日	表彰受章訓練	表彰受章要領	該当者
27日	支部長激励巡視	乙訓支部事業	各分団
28日	市長・議長激励巡視	各分団激励・各自治会	団本部

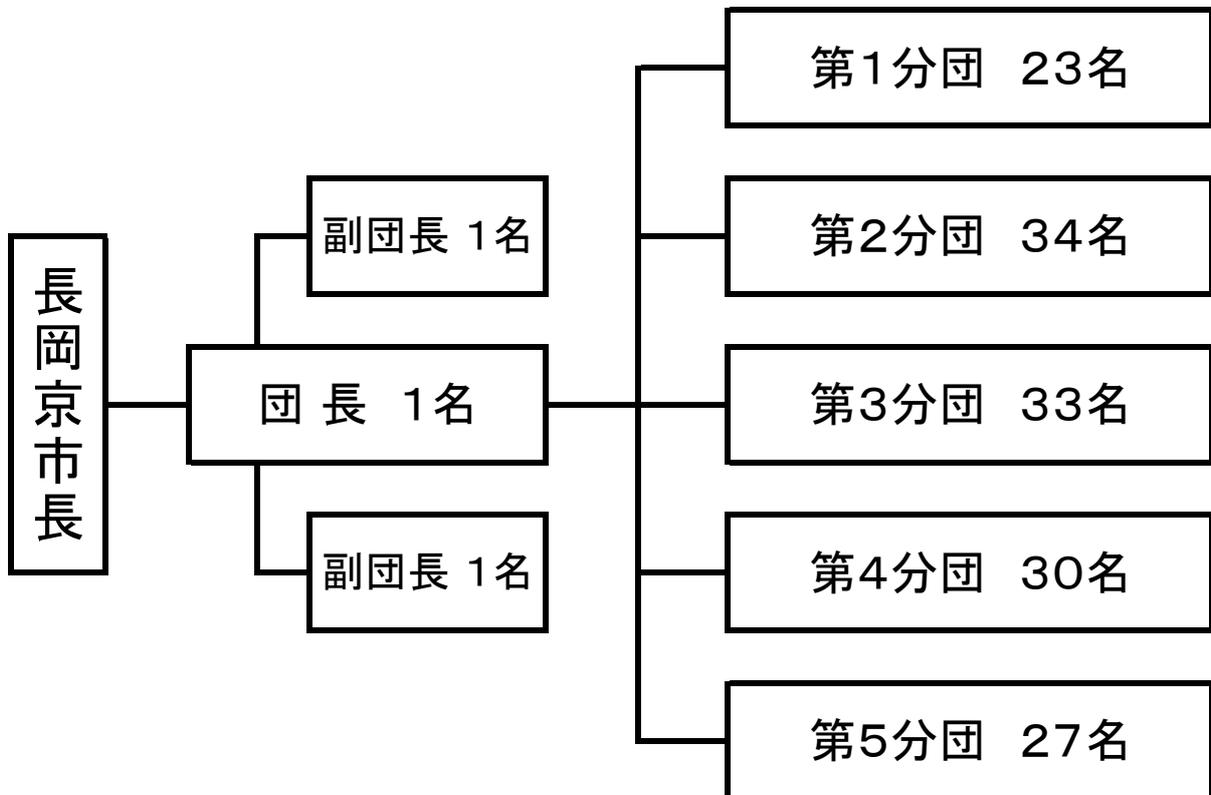
月 別	項 目	内 容	対 象 者
1月 11日	消防出初式	式典、一斉放水	各分団
11日	配偶者等激励事業	幹部団員配偶者へ感謝状贈呈	該当者
16日	乙訓二市一町消防団九人会	意見交換会	3役
18日	防災フェスタ	車両展示・訓練体験等	
25日	署・団合同文化財特別消防訓練	訓練場所未定	各分団
未定	定例役員会議	案件審議	分団長以上
未定	乙訓消防長・消防団長OB会		団長
2月 22日	京都府消防大会	京都府消防大会	団本部及び各分団
未定	定例役員会議	案件審議	分団長以上
3月 1～7日	春季火災予防運動	防火広報	各分団
1日	乙訓二市一町総合消防訓練	乙訓支部事業(大山崎町担当) 訓練場所未定	団本部・○分団
未定	定例役員会議	案件審議	分団長以上
中旬	消防庁長官表彰・日本消防協会 定例表彰伝達式	乙訓総合庁舎	該当者
未定	山城地区団長情報交換会	乙訓支部担当	団長

備考1 毎月1日は乙訓消防組合の「無火災推進日」です。

2 各分団は、この事業計画をもとに分団事業計画を立ててください。

6 消防団の組織

団員定数150名 5分団制

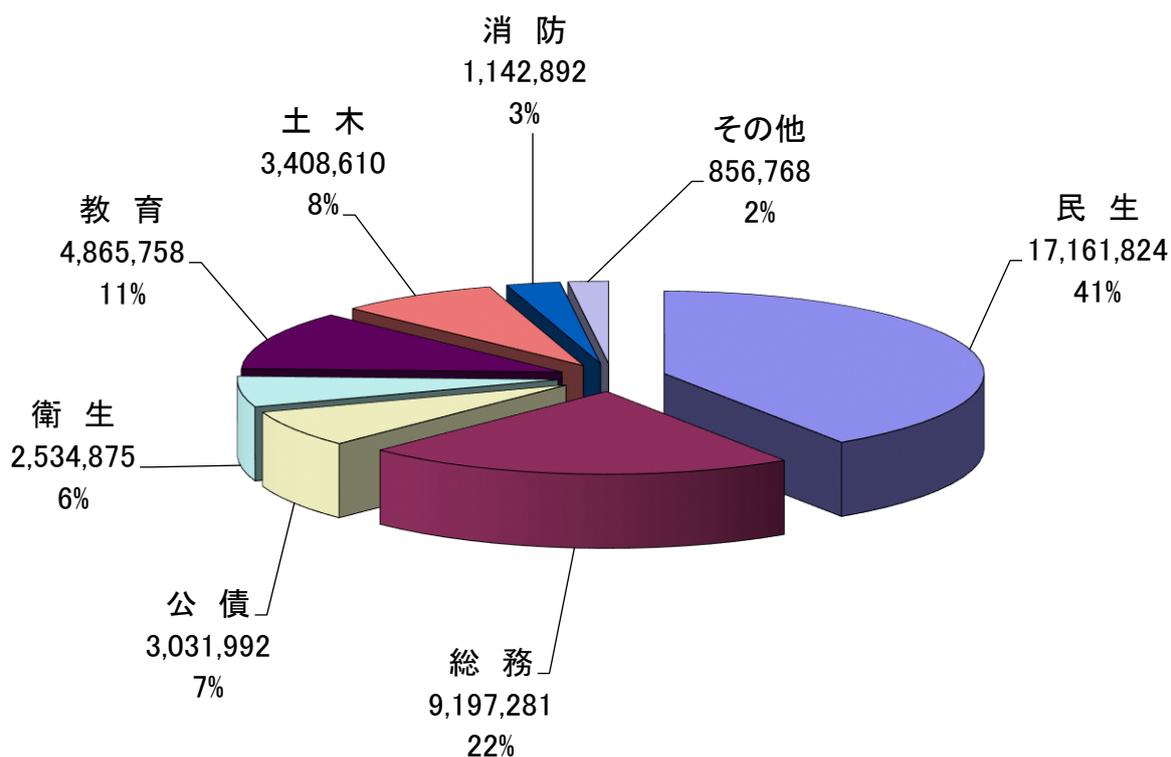


7 令和7年度一般会計予算

(単位:千円)

年度別	区分	令和6年度		令和7年度	
		予算額	比率(%)	予算額	比率(%)
	消防予算	1,096,120	100	1,142,892	100
内 訳	常備消防費	1,048,829	95.7	1,074,801	95.7
	非常備消防費	32,262	2.9	53,556	2.9
	消防施設費	13,055	1.2	12,478	1.2
	水防費	1,974	0.2	2,057	0.2

* 歳出[目的別]42,200,000



8 令和7年度消防団統計

分団別及び階級別団員数

(令和7年4月1日現在)

所 属	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	合 計
団本部	1	2					3
第1分団			1	1	3	18	23
第2分団			1	1	5	27	34
第3分団			1	1	4	27	33
第4分団			1	1	4	24	30
第5分団			1	1	4	21	27
合 計	1	2	5	5	20	117	150

階級別及び在職年数別団員数

(令和7年4月1日現在)

在職年数	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	合計
5年未満						24	24
5年以上 10年未満					5	26	31
10年以上 15年未満					6	17	23
15年以上 20年未満		1	2	3	7	16	29
20年以上 25年未満			3		2	16	21
25年以上 30年未満	1	1			2	11	15
30年以上						7	7
合 計	1	2	5	3	22	117	150

報酬及び諸手当状況

(令和7年4月1日現在)

区分	支給	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
報酬	年額	142,500円	99,000円	70,500円	45,500円	37,000円	36,500円
水・火災	1回	8,000円以内					
現場保存	1回	8,000円以内					
訓練	1回	団本部計画 4,000円以内、分団計画 4,000円以内					
機械点検	1回	4,000円以内					
事業補助金	年額	団本部 800,000円 各分団50,000円					

消防機械状況

(令和7年4月1日現在)

分団別	種別	年式 車名	排気量 (cc)	ぎ装社名
第1分団	普通消防ポンプ 自動車	2005 三菱キャンター	4,890	日本機械
第2分団	普通消防ポンプ 自動車	2012 日野デュトロ	4,000	長野ポンプ
第3分団	普通消防ポンプ 自動車	2018 日野デュトロ	4,000	ナカムラ消防化学
	小型動力ポンプ 積載車	2019 ダイハツハイゼット	650	トーハツ
	可搬式動力 ポンプ	1999 ラビットP555	635	富士ロビン
第4分団	普通消防ポンプ 自動車	2019 日野デュトロ	4,680	モリタ
第5分団	普通消防ポンプ 自動車	2009 日野デュトロ	4,000	長野ポンプ

12 令和6年度消防団事業報告

日 時	場 所	項 目	内 容
4月6日(土) 16:30~20:30	消防署3階大会議室 うお寿	役員総会及び退団式 意見交換会 (班長以上)	新役員辞令交付 事業報告・事業計画 退団者表彰
4月17日(水) 19:30~20:40	消防署3階大会議室	ポンプ車操法調整会議	訓練に係る各種調整
4月19日(金) 17:00~	乙訓総合庁舎1階第2会議室 うお嘉	乙訓支部役員総会 意見交換会 (団本部)	事業報告・事業計画
4月25日(木) 19:30~21:00	消防署3階大会議室	初級団員特別訓練 (団歴3年未満の団員)	新入団員辞令交付式 基本礼式訓練
4月26日(金) 10:00~16:00	京都府立消防学校 南部訓練拠点	操法指導科 (操法選手)	操法訓練指導
5月13日(月) 17:30~	京田辺市	山城地区支部長協議会 支部長会議 (団長)	
5月22日(水) 19:30~20:50	消防署3階大会議室	定例役員会議	案件審議
5月24日(金) 19:30~21:00	消防署3階大会議室	幹部団員教養訓練 (班長以上)	指揮者報告要領
6月2日(日) 9:30~11:00	勝竜寺水防倉庫周辺 (小畑川・犬川合流点)	長岡京市水防訓練	土のう作成・基本工法 応用工法
6月3日(月) 13:30~15:00	神足雨水貯留施設等	長岡京市防災パトロール (団長)	神足雨水貯留施設等巡察 検討会
6月10日(月) ~8月22日(木) 19:30~21:00	長岡中学校	ポンプ車操法訓練	ポンプ車操法訓練
6月18日(火) 14:30~	ANAクラウンプラザホテル京都	府消防協会定時評議委員会 (団長)	
7月20日(土) 9:00~11:10	長岡第十小学校	乙訓支部消防操法合同訓練	移動消防学校
7月25日(木) 19:30~21:00	長岡中学校	消防操法大会激励	消防長激励
7月29日(月) 19:30~21:00	長岡中学校	消防操法大会激励	市長・議長激励
8月6日(火) 19:30~20:30	消防署3階大会議室	定例役員会議	案件審議

日 時	場 所	項 目	内 容
8月18日(日) 9:15~11:10	長岡第十小学校	乙訓支部消防操法練成大会	乙訓支部消防操法練成大会
8月25日(日) 9:30~16:00	京都府丹波自然運動公園	京都府消防操法大会	京都府消防操法大会
9月1日(日) 10:00~	中央公民館・市民広場 長岡中学校	長岡京市防災フェスタ	台風のため中止
9月15日(日) 17:00~18:30	KYO-ICHI アミューズメントパーク 吉祥院店	消防団活性化事業	親睦ボウリング大会
9月18日(水) 19:30~20:50	消防署3階大会議室	定例役員会議	案件審議
9月25日(水) 15:00~	京都府田辺総合庁舎	山城地区支部長連絡協議会 団長研修会 (団長)	会議及び意見交換会
10月20日(日) ~21日(月)	東京都方面	管外視察研修	防災施設等視察
10月25日(金) 19:30~20:50	消防署3階大会議室	定例役員会議	案件審議
11月3日(日) (10月27日から順延)	長岡第五小学校	長岡京市防災訓練 (第3分団)	
11月9日(土) 10:00~16:30	京都府立消防学校 南部訓練拠点	指揮幹部科現場指揮課程 (第1分団)	震災対応・危険予知訓練
11月9日(土) ~15日(金)	長岡京市一帯	秋の火災予防運動	防火広報
11月10日(日) 12:30~15:00	長岡京市一帯	長岡京ガラシャ祭	沿道警備
11月17日(日) ~18日(月)	愛知県方面	乙訓支部管外視察研修	防災施設等視察
11月30日(土) 17:30~20:30	消防署3階大会議室 にし田	定例役員会議 意見交換会	案件審議
12月8日(日) 10:00~11:00	島本町 尺代グラウンド	一市二町林野火災消防訓練 (団本部・第1分団)	林野火災対応訓練
12月25日(水) 19:30~21:00	長岡京記念文化会館	消防出初式リハーサル	消防出初式リハーサル

日 時	場 所	項 目	内 容
12月25日(水) ～12月30日(月) 21:00～2:00	各分団管内	年末特別警戒	警備・巡回広報
12月27日(金) 19:30～21:00	消防署3階大会議室	表彰受章訓練	表彰受賞訓練
12月27日(金) 21:15～	消防署庁舎前	乙訓支部長激励	乙訓支部長激励
12月28日(土) 20:00～22:30	長岡京市一帯	市長・議長激励巡視 (団本部)	激励巡視
1月12日(日) 9:30～12:00	長岡京記念文化会館 八条ヶ池	令和7年長岡京市消防出初式 一斉放水	分列行進、式典、 消防団員表彰、一斉放水
1月15日(水) 19:30～20:35	消防署3階大会議室	定例役員会議	案件審議
1月17日(金) 11:00～11:30	乙訓総合庁舎1階第2会議室	配偶者等激励事業	幹部団員配偶者へ感謝状 贈呈
1月26日(日) 9:30～10:30	長岡天満宮	文化財防火運動に伴う 署団合同消防訓練	放水訓練
2月2日(日) 13:30～15:00	府立京都学 歴彩館	京都府消防定例表彰式	京都府消防定例表彰
2月19日(水) 13:30～	乙訓総合庁舎1階第2会議室	乙訓支部役員会議 (団本部)	
2月25日(火) 19:30～20:50	消防署3階大会議室	定例役員会議	案件審議
3月1日(土) ～3月7日(金)	各分団管内	春の火災予防運動	防火広報
3月2日(日) 9:30～10:30	樺本チエイン (長岡京市担当)	乙訓二市一町総合消防訓練 (団本部・各分団)	放水訓練
3月11日(火) 15:00～15:30	乙訓総合庁舎1階第2会議室	令和6年度消防庁長官表彰 日本消防協会定例表彰伝達式	表彰受章
3月18日(火) 19:30～20:30	消防署3階大会議室	定例役員会議	案件審議

13 令和6年度消防団出場報告

日 時	場 所	項 目	内 容
出場なし			

15 消防団の表彰歴

受賞年月日	表彰の種別
昭和41年11月15日	京都府知事から竿頭授を授与された。
昭和44年10月16日	京都府知事から表彰旗を授与された。
昭和48年 3月22日	京都府知事から竿頭授(第1分団)を授与された。
昭和49年 3月 1日	消防庁長官から竿頭授を授与された。
昭和50年 3月28日	京都府知事から竿頭授(第2分団)を授与された。
昭和50年10月30日	京都府知事から竿頭授(第3分団)を授与された。
昭和52年10月21日	京都府知事から竿頭授(第4分団)を授与された。
昭和54年 3月14日	京都府知事から竿頭授(第5分団)を授与された。
昭和58年 3月 2日	消防庁長官から表彰旗を授与された。
平成 3年 2月13日	日本消防協会長から表彰旗を授与された。
平成24年 2月20日	消防庁長官から竿頭授を授与された。(地域活動表彰)

16 長岡京市消防団規則

(団の組織)

第1条 長岡京市消防団（以下「団」という。）に、本部及び分団を置く。

- 2 本部に団長、副団長を置く。
- 3 分団に分団長、副分団長及び班長を置く。
- 4 本部及び分団の名称、位置及び区域は、別表のとおりとする。

(団の役員)

第2条 団には、団長以下次の役員を置く。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 2名
- (3) 分団長 各分団1名
- (4) 副分団長 各分団1名
- (5) 班長 各分団若干名

(任用)

第3条 長岡京市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年長岡京市条例第11号）第3条に規定する団長の推薦については、分団長及び副分団長の会議によって団員の意志を計って選考するものとする。

- 2 その他の役員については、団長が団員の推薦により任命する。

(職務)

第4条 団長は、消防団を統轄し、団員を指揮して、法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対しその責に任ずる。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 分団長は、各分団を統轄し、団長の命により団員を指揮監督する。
- 4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 班長は、分団内の各班を分団長の命により指揮監督する。

(役員任期)

第5条 団長及び副団長の任期は4年とし、分団長、副分団長及び班長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充選任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

長岡京市消防団第 分団

氏

名 印

(水火災その他の災害出場)

第7条 消防車が火災現場に出場するときは、交通法規を遵守し、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第8条 火災出場又は引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校又は劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は1列縦隊で、安全を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追越してはならない。

第9条 消防団は、消防長又は消防署長の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにも拘らず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第10条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第 1 1 条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防団長は消防長又は消防署長の所轄の下に行動しなければならない。
- (3) 消防団長は水防管理者の所轄の下に行動しなければならない。
- (4) 消防作業は真摯に行わなければならない。
- (5) 放水口数は最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最小限度に止めなければならない。
- (6) 分団は相互に連絡強調しなければならない。

第 1 2 条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長又は消防署長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第 1 3 条 放火の疑いがある場合責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長又は消防署長及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件を慎重に取扱うとともに公表は差控えなければならない。

(文書簿冊)

第 1 4 条 本部に次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品、貸与品台帳
- (10) 消防法規例規綴
- (11) 雑文書綴
- (12) 諸令達簿

(教育)

第15条 団長は、団員の品位の向上及び消防技術の錬磨に努め定期的に訓練を行わなければならない。

(訓練、礼式及び服制)

第16条 消防団訓練、礼式及び服制については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）及び消防団員服制（昭和25年国家公安委員会告示第1号）による。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行のときこれに抵触するものは、その効力を失う。

附 則（昭和39年10月1日規則第6号）

この規則は、昭和39年6月1日から施行する。

附 則（昭和40年10月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月25日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年10月1日規則第16号）

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月30日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（平成8年4月1日規則第18号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名 称	位 置	区 域
消防団本部	長岡京市天神四丁目2番1号	長岡京市全域
第1分団	長岡京市馬場二丁目17-1番地	別に定める
第2分団	長岡京市東神足二丁目219番地2	別に定める
第3分団	長岡京市下海印寺北条49番1	別に定める
第4分団	長岡京市今里四丁目213番、214番1	別に定める
第5分団	長岡京市長岡一丁目225-14番地	別に定める

17 長岡京市消防団葬祭内規

第1条 本内規は、長岡京市消防団員その家族等が死亡したときの会葬参列等について、定めたものである。

第2条 本人が死亡したときは、次のとおりとする。

- (1) 通夜参列は、正副団長、各分団長及び該当分団全員並びに消防署から消防署長、担当係長以上の者とする。
- (2) 会葬参列は、前号に準ずる。
- (3) 供物は、団においては、「柩又は供花時価」及び「御香料1万円」とする。
- (4) 弔旗は、本団旗と該当分団旗とする。

第3条 配偶者が死亡したときは、次のとおりとする。

- (1) 通夜参列は、正副団長、該当分団班長以上及び消防署から署長、担当係長以上の者とする。
- (2) 会葬参列は、前号に準ずる。
- (3) 供物は、団においては、「柩又は供花時価」及び「御香料1万円」とする。

第4条 一親等（親・子）が死亡したときは、次のとおりとする。

- (1) 通夜参列は、正副団長のうちから1名、該当分団班長以上及び消防署から署長、担当係長以上の者とする。
- (2) 会葬参列は、前号に準ずる。
- (3) 供物は、団においては、「柩又は供花時価」及び「御香料5千円」とする。

第5条 二親等（同居の祖父母・孫・兄弟姉妹）が死亡したときは、次のとおりとする。

- (1) 通夜参列は、なし。（会葬参列ができない場合は、会葬に変え参列する）
- (2) 会葬参列は、正副団長のうちから1名、該当分団班長以上及び消防署から署長、担当係長以上の者とする。
- (3) 供物は、団においては「柩又は供花時価」及び「御香料5千円」とする。

第6条 消防団関係行政職員等が死亡したときは、次のとおりとする。

- (1) 通夜、会葬参列については、正副団長協議のうえ決定する。
- (2) 供物については、正副団長協議のうえ決定する。

第7条 前各条、各号に該当しない事例については、正副団長協議のうえ決定する。

第8条 通夜、会葬参列時の服装は、制服とする。

- (1) 夏制服の場合は、制服・制帽・黒短靴・喪章着用。
冬制服の場合は、制服・制帽・黒短靴・黒ネクタイ着用。
- (2) 夏制服・冬制服については、正副団長協議のうえ決定する。

附 則

制定 昭和45年11月19日

改定 昭和50年4月1日

改定 昭和53年4月1日

改定 昭和62年7月1日

改定 平成8年4月1日

改定 平成13年4月1日

改定 令和2年4月1日

改定 令和6年5月22日

消 防 関 係 葬 儀 連 絡 表

団三役・各分団長へのお知らせ		1 有	2 無
長岡京市消防団葬祭内規	供花・香典	1 受けられます	2 辞退されます
	参 列	1 受けられます	2 辞退されます
※上記がすべて2に〇の場合、消防関係葬儀連絡表は必要ありません。			

ふりがな			関係区分	1 消防団員
関係者氏名				2 消防職員
ふりがな			居住別	3 水防団員
死亡者氏名				4 その他
住所			1 同居	
			2 別居	
			続 柄	
			年 齢	男・女 () 歳
住 所	TEL			
通夜日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分 から	
		午前・午後	時 分 まで	
告別式日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分 から	
		午前・午後	時 分 まで	
葬儀場所	1 自宅 2 社寺() 3 その他()			
ふりがな			続 柄	
喪 主				
葬 儀 社	TEL			
葬儀形式	1 一般葬 2 家族葬(参列ご辞退されています)			
宗 教	1 仏式 2 神式 3 キリスト教 4 その他()			
その他	供 花	1 受けられます	2 辞退されます	
	香 典	1 受けられます	2 辞退されます	

※ 参列時の服装は、長岡京市消防団葬祭内規第8条のとおりとする。

18 分団詰所の所在地

(令和7年4月1日現在)

分団名	詰所状況	建物構造	所在地
第1分団	詰所兼車庫	鉄骨造2階建 延べ84.49m ²	馬場二丁目17-1番地
第2分団	詰所兼車庫	鉄骨造2階建 延べ77.88m ²	東神足二丁目219番地2
第3分団	詰所、車庫 兼防災倉庫	鉄骨造2階建 延べ167.60m ²	下海印寺北条49番1
第4分団	詰所兼車庫	鉄骨造2階建 延べ84.49m ²	今里四丁目213番、214番1
第5分団	車庫	鉄骨造平屋建 延べ32.68m ²	長岡一丁目225-14番地